

福井県水産試験場 研究費の不正使用防止に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県水産試験場（以下「水産試験場」という。）における研究費の不正使用を誘発する要因を除去し、研究費が不正に使用されることのない環境を整備することを目的とするとともに、研究費の不正使用が生じた場合に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における研究費とは、水産試験場から配分される研究費およびそれ以外の団体または個人から配分される研究費をいう。

(機関内の責任体制)

第3条 水産試験場における研究費の最高管理責任者は場長とし、統括管理責任者を管理課長、コンプライアンス推進責任者を企画・先端研究室長とする。

(研究費の不正使用の防止)

第4条 最高管理責任者および統括管理責任者は、水産試験場の構成員が公的研究費の使用に関する行動規範に従って行動し、研究費が不正に使用されないようにするため、適切な措置をとらなければならない。

(不正防止計画の策定および実施)

第5条 企画・先端研究室は、不正防止計画を策定する。

- 2 企画・先端研究室は、不正防止計画の内容および実施状況を統括管理責任者に適宜報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、不正防止計画の内容および実施状況を適宜公表するものとする。

(相談窓口)

第6条 研究費の不正使用に係る水産試験場内外からの相談に対応するための窓口を、企画・先端研究室に設置する。

(内部監査部門)

第7条 管理課は、業務の一環として研究費の適正な管理について監査を行う。

- 2 管理課は、福井県農林水産部水産課（以下「水産課」という。）と連携し、不正発生

要因に応じた内部監査を実施する。

- 3 管理課は、研究費が適正に使用されているか否かを監査するほか、研究費が適正に使用される環境が整備されているか否かについても、監査を行う。

(告発窓口)

- 第8条 研究費の不正使用に係る水産試験場内外からの告発に対応するための窓口（以下「告発窓口」という。）を水産課に設置する。

(研究費の不正使用に係る告発)

- 第9条 研究費の不正使用の疑いがあると思慮する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法により、告発窓口を通じ、告発することができる。

(職権による調査)

- 第10条 最高管理責任者は、告発窓口への告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき研究費の不正使用が疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を統括管理責任者に指示することができる。

(警告等)

- 第11条 統括管理責任者は、研究費の不正使用が行われようとしているか、または、研究費の不正な使用が求められているという内容の告発が行われた場合、その内容を確認し、および精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査および認定)

- 第12条 告発窓口への告発があった場合は、告発窓口の職員は告発の内容を統括管理責任者に報告し、研究費の不正使用の可能性が認められる場合は、統括管理責任者は調査委員会を設置し、調査を開始するよう、最高管理責任者に申し出なければならない。

- 2 調査委員会は、調査の実施に当たって、関係者の事情聴取等に基づき、研究費の不正使用の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等（以下「不正使用の有無等」という。）について調査する。
- 3 調査委員会は、関係者の同意を得て、研究費の不正使用に関する文書等（被告発者が研究費の執行を行う上で作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、被告発者が保有しているものを含む。）を収集し、調査することができる。
- 4 調査委員会は、調査結果に基づき、不正使用の有無等について認定を行い、認定結果を最高管理責任者に報告するとともに、告発者および被告発者に通知しなければなら

らない。

- 5 調査委員会は、前項の認定を行うに当たっては、被告発者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第13条 告発者および被告発者は、前条の認定結果に不服がある場合は、調査委員会に対して不服を申し立てることができる。

(補佐人の同席)

第14条 調査委員会は、第12条に規定する手続きに際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、告発者または被告発者を補佐する者の同席を許可することができる。

(対応結果等の最高管理責任者報告、公表等)

第15条 統括管理責任者は、告発に対する対応状況および調査委員会による調査結果等を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発受付の結果、調査結果および是正措置の内容について、必要に応じて告発者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、研究費の不正使用が認定された場合、原則として速やかに調査結果を公表する。
- 4 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責により調査事実が漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

(被告発者の保護)

第16条 最高管理責任者および統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る研究費の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障、名誉の毀損等があったときは、その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

(協力義務)

第17条 研究費の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 水産試験場の構成員は、研究費の不正使用に係る告発を行ったことまたは告発に基づいて行われる調査に協力したことを理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者および統括管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 研究費の不正使用に係る告発に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第20条 最高管理責任者および統括管理責任者は、研究費の不正使用に係る告発に関し、悪意をもって虚偽の告発その他不正を目的とする告発を行った者について、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究費の不正使用が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。